

令和8年度 調布市立飛田給小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

心豊かなたくましい子ども

じょうぶな体 思いやりの心 ◎考える力 やりぬく力

◎…本年度 重点目標

○目標策定の方針

【児童の実態】

- ・明るく素直で子どもらしいが、言葉遣いや突発的な言動からトラブルとなることがある。

【保護者の願い】

- ・学校の教育活動に対して協力的であり、気になることなど早めの相談が多い。

【地域の願い】

- ・地域全体で児童を見守ろうという意識が高く、協力的である。

【学校評議員や学校関係者委員会からの意見等】

いじめ防止等に関する学校の目標

○いじめや差別を根絶し、児童にとって、自らの大切さが認められていることを実感できるような安らぎのある学校にするためにいじめを積極的に認知していく。

○相手を傷付ける言動は決して見過ごさず、なぜしてはいけないのかという理由を含めて指導する。また、教師が模範となって、児童の人権に配慮した言動をとる。

＜組織＞①学校いじめ防止対策委員会(校長, 副校長, 主幹, 生活指導主任, 養護教諭, SC)
②学校サポートチーム

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の指導力の向上

- ・いじめに関する研修を年3回実施(内1回は重大事態を扱う。)し、共通認識を図れるようにする。
- ・いじめ総合対策【第3次】や人権教育プログラムなどの資料を日常的に活用していく。

○学校の組織的対応

- ・学校いじめ対策委員会を月1回定期開催する。
- ・週1回の生活指導夕会での周知や電子ファイルを活用して、いじめに関する情報を教職員間で共有していく。
- ・人権教育推進委員や校内委員会と連携する。

【いじめの未然防止】

○児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができる学校づくりを進めていく。

⇒「いじめ総合対策【第3次】【子ども版】」「人権教育プログラム」をもとに、4月、6月、11月に研修会を実施したり、OJTで取り上げたりして、教職員の人権感覚を高める。

○児童に「いじめ」について主体的に考える機会を設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。

⇒6, 11, 2月に、いじめ防止の授業を全クラスで1時間行う。

⇒11月にいじめ防止標語づくりやいじめ標語発表集会を実施する。

○毎月、いじめ認知件数を把握する。

⇒いじめの認知の在り方を教職員間で共通認識をもち、これまで以上に、児童一人一人を丁寧に見て、深刻ないじめへの発展を未然に防止し、解消率の向上を図る。

【早期発見】

○看護当番による見回りなどを通して全教職員で全校児童を見守り、気付いたことを共有する。週に1回は全教職員で情報を共有し、対応する。

○第5学年児童に対し、スクールカウンセラーによる全員面接を行う。また、6, 11, 2月に全校児童対象のアンケート調査及び聞き取り調査を実施する。

○「こころの健康観察」を月1回実施し、教職員が児童の心身の状況を把握し、教職員が児童からのSOSを察知できるようにする。

○スクールカウンセラーとの連携

- ・相談室だよりで児童や保護者から相談を受け付けることを呼びかける。
- ・「こころの健康観察」に関する情報を共有していく。

○保護者・地域との連携

- ・児童の変化に気付いたときは、早急に学校に相談することを伝える。
- ・いじめ防止対策基本方針をHPに掲載したり、保護者会で周知したりする。

具体的ないじめへの対応(早期発見, 重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合)

| | | |
|---|---|--|
| <p>① 実態把握の観点</p> <p>いじめを発見したり、いじめに関する相談を受けたりした場合は、学校いじめ対策委員会に報告し、事実の有無の確認と状況把握を行う。</p> <p>(事実確認のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の特定(誰が、誰に対して) ・時期、時間の特定(いつから、いつ) ・いじめの行為(何をした、された) ・周囲の児童の目撃状況 ・被害児童や保護者の心情など | <p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <p>学校いじめ対策委員会の構成員 校長, 副校長, 主幹教諭, 生活指導主任, 養護教諭, 当該学級担任, 当該学年担任, (スクールカウンセラー)</p> <p>いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> | <p>③ <被害児童の支援></p> <p>加害行為や学級内における人間関係などに対する不安感の解消を図っていく。</p> <p><加害児童の指導></p> <p>相手が苦痛に感じている行為はいじめに該当することを加害児童と保護者に伝えていく。</p> <p>当事者同士の謝罪などによりいじめが解消したと短絡的に判断せず、中・長期的な見守りを継続していく。</p> |
|---|---|--|

* 重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒(指導室, 教育相談所, 子ども家庭支援センターすこやか, 多摩児童相談所, 調布警察署等)

年間指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
|--------------|-------------------------------|----|-------|-----------------|-------|----|------------|-----------------|-------|---------|-----------------|-----|-------------|--|
| 各教科 | 学習規律 | | | 学習規律 | | | | 「人権週間」 | | 学習規律 | | | | |
| | 普通救命講習(第6学年) | | | | | | | | | | | | | |
| 生活指導 | 学年当初生活指導・セーフティ教室 | | | 学期末生活指導(相談・SOS) | | | | 学期末生活指導(相談・SOS) | | | 学期末生活指導(相談・SOS) | | | |
| | こころの健康観察(毎月) ふれあい月間(アンケート・面談) | | | | | | | | | | | | | |
| 学校行事 | 入学式 1年生を迎える会 | | | 始業式 | | | | 学習発表会 | | 始業式 | | 卒業式 | | |
| | 始業式 遠足(中) 運動会 | | | 八ヶ岳移動教室 | | | | 遠足(低) 日光移動教室 | | 6年生を送る会 | | | | |
| 特別活動 | 集団生活のルール | | | いじめ防止授業 | | | | いじめ防止授業 | | いじめ防止授業 | | | | |
| | 集会・縦割り班遊び・学級会(年間を通して) | | | | | | | | | | | | | |
| 道徳科 | 自由と責任 | | 友情・信頼 | | 節度・節制 | | 親切・思いやり | | 公正・公平 | | 相互理解 | | 生命の尊さ 希望と勇気 | |
| | 助け合い | | 生命尊重 | | 正義 | | いのちと心の教育月間 | | 個性伸長 | | 正直・誠実 | | | |
| 家庭・地域 | 保護者会 | | | 保護者会 | | | 保護者会 | | | 保護者会 | | | | |
| | 調布市防災教育の日 | | | 授業公開 | | | 個人面談 | | | 授業公開 | | | | |